

消費税引き上げに伴う 各種手数料改定のご案内

消費税法の改正に伴い、消費税率が平成26年4月1日から
現行の**5%**から**8%**に引き上げられることとなりました。
それに伴い、当行の商品・サービスの消費税込手数料を改定
させていただきます。

※今回の手数料改定は、増税分を手数料に反映させていただくものであり、税抜き手数料は変更いたしません。

消費税が課税されている手数料の例

- 振込手数料
- 代金取立手数料
- 各種融資関連手数料
- ATM利用手数料
- 各種再発行手数料
- 各種証明書等発行手数料
- 貸金庫利用料金
- インターネットバンキング利用手数料 等

新税率の適用基準日

振込手数料	振込指定日 ※平成26年4月1日以降を振込指定日とする振込より改定後手数料が適用されます。 ※振込予約についても、振込指定日が4月1日以降の場合は改定後手数料が適用されます。
各種融資関連手数料	融資実行日 ※新規融資や繰上返済等における適用基準日は、契約手続日ではなく、融資実行日となります。 ※既にお申込みのお客さまも融資実行日が平成26年4月1日以降の場合は改定後手数料が適用されます。
各種証明書等 発行手数料	証明書発行日 ※平成26年4月1日以降の発行分より改定後手数料が適用されます。 ※証明書発行が平成26年4月1日以降の場合、平成26年3月中にご依頼いただいた場合でも、 改定後手数料が適用されます。
各種再発行手数料	再発行日 ※平成26年4月1日以降の再発行分より改定後手数料が適用されます。 ※再発行が平成26年4月1日以降の場合、平成26年3月中にご依頼いただいた場合でも、改定後手数料が 適用されます。

ご 注 意

※現在お手元にある、現行の手数料（消費税率5%適用分）の表示がされた当行のパンフレットや説明書等に
つきましても、平成26年4月1日以降は改定後手数料（消費税8%適用分）に読み替えてご利用ください。

※手数料の詳細につきましては、手数料一覧を店頭・ホームページにご用意しております。

※手数料改定に係るご不明な点がございましたら窓口までお気軽にお問い合わせください。

平成26年3月1日現在